

岐阜県PPA等自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助金交付要綱

令和5年5月30日

(総則)

第1条 県は、電力需給ひっ迫や電気料金の高騰等の課題への対応と、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図るため、県内に所在する施設等にオンサイトPPAモデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び関連設備を導入する事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岐阜県PPA等自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内に所在する施設等 県内事業者が所有する施設又は土地で県内に所在するものをいう。
- (2) 県内事業者 県内に本社又は事業所を有する企業又は団体等及び個人事業主（青色申告者に限る。）をいう。
- (3) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (4) 団体等 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (5) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (6) 需要家 その施設等に補助事業者が太陽光発電設備等を補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を供給される契約を結んだものをいう。
- (7) 関連設備 定置用蓄電池（4,800Ah・セル以上の業務・産業用蓄電池に限る。）及び車載型蓄電池（外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。）並びに充放電設備

- (8) 国補助 一般財団法人環境イノベーション情報機構が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業))交付規程」に基づく二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)をいう。
- (9) CEV補助金 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が定める「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程」に基づくクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。
- (10) CEV普及インフラ補助金 センターが定める「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程(V2H充放電設備・外部給電器)」に基づくクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあつては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。)を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している法人又は個人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助要件については別表1の、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額並びに補助限度額については別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の20%を超えない変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (6) 補助対象事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下この号において同じ。)後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。
 - (7) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の

様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
- (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

3 第1項第7号の規定により報告する場合の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第7号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第10号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の規定による申請があつた場合において、補助事業者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1(第4条関係)

補助対象事業		補助要件
県内に所在する施設等にオンサイトPPAモデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び関連設備を導入する事業	国補助の対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国補助の交付を受けるもの。 (2) 需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。
	国補助の対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備の発電出力が10kW以上であること。 (2) 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。 (3) 太陽光発電設備と定置用蓄電池又は車載型蓄電池及び充放電設備を導入すること。 (4) 補助金の交付を受けた太陽光発電設備の発電量の50%以上を敷地内で自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度(固定価格買取制度)又はFIP(Feed in Premium)制度による売電を行わないものであること。 (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 (6) 需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。 (7) 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。 (8) 補助事業の実施に当たっては、太陽光発電設備等の設置、電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

別表2(第4条関係)

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
工事費 設備費 業務費 事務費	補助対象経費から国補助の交付額を控除した額に2分の1を乗じて得た額と下記により算出された額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） <ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備 2.5万円/kW・ 定置用蓄電池 2.65万円/kWh（定置用蓄電システムの目標価格に6分の1を乗じて得た額。補助対象経費に6分の1を乗じて得た額を上限額とする。）・ 車載型蓄電池 蓄電容量（kWh）の4分の1に4万円を乗じて得た額。（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の2分の1を上限額とする。）・ 充放電設備 4分の1（最新のCEV普及インフラ補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の2分の1を上限額とする。）	上限 10,000千円